

○中野委員長 それでは、議会運営委員会を開会させていただきたいと思います。

本日は全員の出席でございます。

ここで、この後の協議のため、無所属議員を委員外議員として出席を求めることでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時０１分

再開 午前１０時０２分

○中野委員長 再開させていただきます。

無所属安田議員から欠席する旨の届出があり、協議事項についての意向は事前に伺っていることを報告させていただきます。

それでは、協議事項の１番目、令和６年第４回定例会の運営についてでございます。（１）市長提出議案及び市長追加提出議案について、議案第１号ないし議案第２２号の以上２２件についてであります。追加提出議案の議案第２１号及び議案第２２号について、理事者から説明をお願いいたします。

○金総務部次長 １２月１２日に追加提出いたしました議案につきまして御説明申し上げます。

議案第２１号、旭川市功労者表彰条例に基づく被表彰者の推薦につきましては、岡崎幸治氏及び辻利郎氏の以上２名を功労者として推薦しようとするものでございます。

議案第２２号、旭川市公平委員会委員の選任につきましては、鎌田嘉範氏が本年１０月１１日をもって辞職されたことから、新たに原田直彦氏を選任いたしたく、議会の同意を得ようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○中野委員長 次に、各派会長会議の結果につきまして、議長から報告をお願いいたします。

○福居議長 功労者表彰条例に基づく被表彰者候補及び公平委員会委員候補につきましては、各派会長会議において協議の結果、いずれも理事者から示されたとおり、全会派一致で御同意をいただきましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○中野委員長 特に、委員の皆様から発言はありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○中野委員長 それでは、協議事項のＡに移りたいと思います。質疑、討論の有無及び賛否につきまして、一覧表に基づき、各会派及び無所属に、それぞれ御確認をさせていただきたいと思います。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 全ての議案につき、質疑、討論なく賛成いたします。

○高花委員（公明党） 全議案賛成いたします。議案第１号に質疑があります。討論はありません。

○江川委員（民主連合） いずれも質疑、討論なく賛成いたします。

○石川厚子委員（共産） 全議案に賛成します。議案第１号に質疑があります。討論はありません。

○塩尻委員（市民連合） 質疑、討論なく全議案賛成いたします。

○上野委員（無党派G） 全議案、質疑、討論なく賛成いたします。

○横山委員外議員（無所属） 質疑、討論なく全議案賛成します。

○中野委員長 無所属安田議員からも、全議案、質疑、討論なく賛成と伺っているところでございます。

それでは、ただいま質疑の申出がございましたので、質疑者の確認をさせていただきたいと思っております。

○高花委員（公明党） 駒木議員でお願いいたします。

○石川厚子委員（共産） 石川でお願いします。

○中野委員長 質疑順については、大会派順となりますので、駒木議員、石川厚子議員の順番になるかと思っております。

議案第13号ないし議案第20号の以上8件につきましては、それぞれ関連を有することから、一括して議題とさせていただきます。

それでは次に、報告第1号ないし報告第4号の以上4件についてであります。質疑の有無について、一覧表に基づき、各会派及び無所属にお伺いをさせていただきます。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 全ての報告につき、質疑ありません。

○高花委員（公明党） 質疑ありません。

○江川委員（民主連合） いずれもありません。

○石川厚子委員（共産） 質疑ありません。

○塩尻委員（市民連合） 質疑ございません。

○上野委員（無党派G） 質疑ありません。

○横山委員外議員（無所属） 全て質疑はありません。

○中野委員長 無所属安田議員からも、質疑なしというふうにお伺いをしているところでございます。

それでは、（2）議会提出議案についてでございます。請願・陳情議案の閉会中継続審査付託についてであります。事務局から説明をお願いいたします。

○林上議会事務局次長 請願・陳情議案の閉会中継続審査付託につきましては、総務、民生及び子育て文教の各常任委員会委員長から議長に対しまして、閉会中の継続審査の申出を受け、会期末の本会議でその手続を取ることであります。

以上でございます。

○中野委員長 ただいまの事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

次に、議案第23号、旭川市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

12月12日の代表者会議における協議の結果、本日配付してある議案のとおり改正することで全会一致となったところでありますが、このとおり改正することによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、この議案につきましては、本市議会の最高規範と位置づけている議会基

本条例について、災害時の対応、議会改革及び議員の政治倫理について新たに規定するものであり、市民に対し、議会の考え方等を一定程度説明する必要があると思われることから、全会一致の委員会提出議案ではございますが、提案説明を省略せず、委員長が行うことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

さらに、質疑、討論の有無について、一覧表に基づき、各会派及び無所属にお伺いをさせていただきたいと思います。なお、採決につきましては、簡易採決とすることとなりますので、御承知をお願いしたいと思います。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 質疑、討論ありません。

○高花委員（公明党） 質疑、討論ありません。

○江川委員（民主連合） 質疑、討論ありません。

○石川厚子委員（共産） 質疑、討論ありません。

○塩尻委員（市民連合） 質疑、討論ございません。

○上野委員（無党派G） 質疑、討論ありません。

○横山委員外議員（無所属） 質疑、討論はありません。

○中野委員長 無所属安田議員からも、質疑、討論はないとお聞きをしているところであります。

なお、議案につきましては、本委員会終了後、各議員に配付をさせていただきたいと思います。

意見書・決議案についてでございます。代表者会議での協議の結果、本日配付してある一覧表のとおりとなったので確認をお願いしたいと思います。

それでは、議長宛てに動議の意見書案第1号及び意見書案第2号の以上2件が提出されているので、本日配付しているところであります。議案番号は配付している代表者会議の結果のとおりでございます。

まず、動議の意見書案の提案説明者について、順次、確認をさせていただきたいと思います。意見書案第1号について、提案会派の共産に提案説明者をお伺いさせていただきます。

○石川厚子委員（共産） まじま議員でお願いします。

○中野委員長 次に、意見書案第2号について、文案の提出会派のほか、民主連合、市民連合が提案会派に加わっているので御確認をいただきたいと思います。提案会派の民主連合、共産、市民連合に、提案説明者の確認をさせていただきたいと思います。

○石川厚子委員（共産） 中村みなこ議員でお願いします。

○中野委員長 それでは次に、動議の意見書案第1号及び意見書案第2号の以上2件について、各会派に質疑、討論の有無を一括してお伺いさせていただきます。なお、質疑、討論がある場合は、質疑者または討論者も併せて御発言いただきたいと思います。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 意見書案第2号につきまして、討論がございます。討論者は笠井議員でお願いいたします。質疑はございません。

○高花委員（公明党） 質疑、討論ございません。

○江川委員（民主連合） 質疑、討論ありません。

○塩尻委員（市民連合） 質疑、討論ございません。

○上野委員（無党派G） 質疑、討論ありません。

○中野委員長 次に、動議の意見書案第1号及び意見書案第2号の以上2件について、無所属横山議員に、質疑、討論の有無及び賛否を一括して確認させていただきたいと思います。

○横山委員外議員（無所属） 両議案とも、質疑、討論はありません。いずれも賛成します。

○中野委員長 無所属安田議員からは、質疑、討論なく、2件とも反対と伺っているところでございます。

それでは次に、全会派一致の意見書案第3号及び意見書案第4号の以上2件につきまして、各会派に討論の有無を一括して伺いたいと思います。なお、討論がある場合につきましては、討論者も併せて発言をお願いしたいと思います。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 討論ありません。

○高花委員（公明党） 討論ありません。

○江川委員（民主連合） 討論ありません。

○石川厚子委員（共産） 討論ありません。

○塩尻委員（市民連合） 全てございません。

○上野委員（無党派G） 討論ございません。

○中野委員長 次に、全会派一致の意見書案第3号及び意見書案第4号の以上2件につきまして、無所属横山議員に質疑、討論の有無及び賛否を一括してお伺いさせていただきます。また、提案者に加わる議案がある場合につきましては、議案番号も併せて発言をお願いしたいと思います。

○横山委員外議員（無所属） いずれも質疑、討論はなく賛成します。提案者に加わりません。

○中野委員長 無所属安田議員からは、2件とも質疑、討論なく賛成、提案者に加わらないと伺っているところであります。

意見書につきましては以上となります。

それでは、（3）本会議（12月16日）の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

○小川議会事務局議事調査課長補佐 12月16日の本会議の運びについて御説明いたします。開会し、会議録署名議員の指名、報告の後、議事に入ります。まず、議案第1号を議題とし、公明党の駒木議員、日本共産党の石川厚子議員の順で質疑があり、討論なく、採決に入り、簡易採決となります。次に、議案第2号ないし議案第12号の以上11件を順次議題とし、質疑、討論なく簡易採決となります。次に、議案第13号ないし議案第20号の以上8件を一括議題とし、質疑、討論なく簡易採決となります。次に、報告第1号ないし報告第4号の以上4件を順次議題とし、いずれも質疑なく報告を了することになります。次に、議案第21号及び議案第22号の以上2件を順次議題とし、理事者からそれぞれ提案説明があった後、いずれも質疑、討論なく簡易採決となります。次に、議案第23号、旭川市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、議会運営委員会委員長から提案説明があった後、質疑、討論なく簡易採決となります。次に、請願・陳情議案の閉会中継続審査付託についてを議題とし、総務、民生及び子育て文教各常任委員会委員長の申出どおり、閉会中の継続審査付託の手続を取ることとなります。次に、意見書案第1号を議題とし、日本共産党のまじま議員から提案説明があった後、質疑、討論なく、電子採決となります。次に、意見書案第2号を議題とし、日本共産党の中村みなこ議員から提案説明があった後、質疑なく、自民党・市民会議の笠井議員から反対の討論があった後、採決に入り、電子採決となります。次に、意見書案第3号及び意見書案第4号の以上2件を順次議題とし、それぞれ提案説明を受けた

後、いずれも質疑、討論なく簡易採決となります。以上で閉会となります。本会議の所要時間につきましては、発言部分を除き、およそ40分程度と思われます。

以上でございます。

○中野委員 今、事務局のほうから説明がございました。説明のとおりとすることによってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

それでは、協議事項の2番目、その他でございます。(1)旭川市議会基本条例逐条解説の改訂についてであります。旭川市議会基本条例逐条解説【第2次改訂版】につきましては、これまでの代表者会議における協議の結果、配付資料のとおりとすることによって全会一致となったところでありますが、このとおり改定することによってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

(2)旭川市議会ハラスメント防止等に関する要綱の制定についてであります。旭川市議会ハラスメントの防止等に関する要綱、ハラスメント申出書及び旭川市議会ハラスメント調査委員会の組織・運営について、秘密保持等に関する誓約書につきましては、これまでの代表者会議における協議の結果、配付資料のとおりとすることによって全会一致となったところでありますが、本日配付してあるハラスメント調査委員会の組織・運営についてにつきましては、この間、様々な御議論がございました。本日、配付をしている資料に基づいて、私のほうから若干説明を加えさせていただきたいと思います。

資料を御確認いただきたいと思います。旭川市議会ハラスメント調査委員会の組織・運営について(案)でございます。名称、目的、委員ということで、特にこの委員の部分につきまして、まずは一読をさせていただきたいと思います。委員会は、委員9人以内により組織する、委員のうち、少なくとも1人は外部の有識者から選任するものとし、残る委員は、各会派及び無所属から広く選任することを原則とするが、ハラスメントの内容に応じた委員構成に努めることとした上で議長が指名するとされております。この委員の内容については、大きく3点の意味合いがあると思っております。まず1点目でございますが、1行目の委員9人以内というところの表記、表現でございますが、これは表現のとおり9人以内ということでもありますので、様々な事案に応じて、5人もしくは6人、7人、そういった人数で構成することも可能であるというようなことを意味している表現でございます。そして、2行目の少なくとも1人はというところの外部の有識者の表現でございますが、少なくとも1人ということでもありますので、外部の有識者については、2人目、3人目を否定するものではないということをおききたいと思っております。そして、3点目の内容としては、3行目のつづりになろうかと思います。各会派及び無所属から広く選任することを原則とするが、これについては、表現のとおり例外も認める場合があるということになろうかと思います。当然、今現在、どのようなハラスメントが起こるか、予測は困難ではありますが、極めて例外的な事例が発生し得ることも想定されますので、そういった場合において、申立者または被害者、こういった方たちの意向をしっかりと勘案しながら、ハラスメントの委員構成については、全て外部で構成することについても否定するものではないと受け止めていただければと思います。いずれに

しても、後段記載をしているとおり、議長がそれぞれの事案の内容等を考慮しながら、議長が最終的に指名し、この委員会を組織するという内容で御確認をしていただければと思います。そして最後に、会議の公開、1 番下段の部分でございます。会議の公開については、原則として秘密会とすると今回、提案をさせていただいております。様々なプライバシーの問題があろうかと思っておりますので、議員または委員に対する秘密保持の責任を、より一層、厳重にするために、秘密会という扱いで提案をさせていただいているところであります。

このとおり制定し、決定することよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

それでは、（３）議員国内姉妹都市派遣基準の制定についてでございます。議員国内姉妹都市派遣基準につきましては、これまでの代表者会議における協議の結果、配付資料のとおりとすることで全会一致となったところでございますが、このとおり制定することよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

（４）旭川市議会業務継続計画（旭川市議会ＢＣＰ）の改訂についてでございます。令和３年２月に制定しました旭川市議会業務継続計画（旭川市議会ＢＣＰ）について、令和５年５月に新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行したこと、また、令和５年１１月に耐震性に優れた新庁舎へと移転したことや、タブレット端末を導入したことに鑑み、市議会を取り巻く環境の変化に対応するよう改定していきたいと考えているところでございます。

このことについて、代表者会議で協議することよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

本日本日予定をしておりました議事については、以上となります。

以上をもちまして、議会運営委員会を散会させていただきます。

---

散会 午前１０時２９分